

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 東京都港区浜松町一丁目 1 8 番 1 1 号

イマスオフィス浜松町ビル 9 階

(登記簿上の住所 東京都港区南青山二丁目 2 7 番 2 0 号)

(商 号) 株式会社クロニクル

上記被審人に対する平成 2 4 年度 (判) 第 4 0 号金融商品取引法 (以下「法」という。) 違反審判事件について、法 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官松葉知久、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 6 4 4 3 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 2 5 年 7 月 1 1 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法 1 7 8 条 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法 1 7 8 条 1 項 2 号及び 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年5月10日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

被審人は、東京都港区浜松町一丁目18番11号イマスオフィス浜松町ビル9階(登記簿上は東京都港区南青山二丁目27番20号)に本店を置き、その発行する株式が大阪証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書(以下「開示書類」という。)を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成21年 2月13日	第30期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年10月1日 ～平成20年12月31日 の第1四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が1,581百万円以上の損失であるところを1,228百万円の損失と記載	・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上等
2	平成21年 5月15日	第30期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年10月1日 ～平成21年3月31日 の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が1,868百万円以上の損失であるところを1,440百万円の損失と記載	・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
3	平成 21 年 8 月 14 日	第 30 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 20 年 10 月 1 日 ～平成 21 年 6 月 30 日 の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 2,544 百万円以上の損失であるところを 2,122 百万円の損失と記載	・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上等
4	平成 21 年 12 月 24 日	第 30 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 20 年 10 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 2,949 百万円以上の損失であるところを 2,389 百万円の損失と記載	・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上等
5	平成 22 年 12 月 24 日	第 31 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 21 年 10 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,837 百万円以下であるところを 4,968 百万円と記載	・営業出資金の架空計上 ・貸付金の過大計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
6	平成 23 年 2 月 14 日	第 32 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 22 年 10 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,642 百万円以下であるところを 4,802 百万円と記載	・営業出資金の 架空計上 ・貸付金の過大 計上等
7	平成 23 年 5 月 16 日	第 32 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 23 年 1 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,535 百万円以下であるところを 4,678 百万円と記載	・営業出資金の 架空計上 ・貸付金の過大 計上等
8	平成 23 年 8 月 15 日	第 32 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,329 百万円以下であるところを 4,485 百万円と記載	・営業出資金の 架空計上 ・貸付金の過大 計上等
9	平成 23 年 12 月 26 日	第 32 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 22 年 10 月 1 日 ～平成 23 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,855 百万円以下であるところを 3,669 百万円と記載	・営業出資金の 架空計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
10	平成 24 年 2 月 14 日	第 33 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 23 年 10 月 1 日 ～平成 23 年 12 月 31 日 の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,742 百万円以下であるところを 3,515 百万円と記載	・営業出資金の 架空計上
11	平成 24 年 5 月 15 日	第 33 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 24 年 1 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日 の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,601 百万円以下であるところを 3,375 百万円と記載	・営業出資金の 架空計上
12	平成 24 年 8 月 14 日	第 33 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 6 月 30 日 の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,512 百万円以下であるところを 3,275 百万円と記載	・営業出資金の 架空計上
13	平成 24 年 12 月 26 日	第 33 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 23 年 10 月 1 日 ～平成 24 年 9 月 30 日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 396 百万円であるところを 1,559 百万円と記載	・営業出資金の 架空計上 ・棚卸資産の過 大計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。

第2

平成23年12月7日、第31期有価証券報告書及び第32期第3四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月26日、480個の新株予約権証券を965,280,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）172条の2第2項前段、1項本文、法24条の4の7第1項

番号4

旧金融商品取引法172条の2第1項本文、法24条1項

番号1、同2、同3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法185条の7第2項及び平成20年内閣府令第79号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」という。）61条の2を適用する。

番号5

法172条の4第1項本文、24条1項

番号6、同7及び同8

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

番号9

法172条の4第1項本文、24条1項

番号6、同7、同8及び同9は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3を適用する。

番号10、同11及び同12

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 13

法 172 条の 4 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 10、同 11、同 12 及び同 13 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の 2 の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 を適用する。

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

法 172 条の 2 第 1 項 1 号、3 項、5 条 1 項、3 項、176 条 2 項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1、同2、同3及び同4

旧金融商品取引法172条の2第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第30期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第30期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第30期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第30期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(以下「第30期有価証券報告書」という。)に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(49,633円)

が

② 3,000,000円

を超えないことから、

第30期第1四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第30期第2四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第30期第3四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第30期有価証券報告書については、3,000,000円

となるが、第30期第1四半期報告書、第30期第2四半期報告書、第30期第3四半期報告書及び第30期有価証券報告書が、いずれも第30期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法185条の7第2項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の2の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第30期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000)$$

=600,000円

第30期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第30期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第30期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

となる。

番号5

法172条の4第1項本文の規定により、被審人の第31期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第31期有価証券報告書」という。）に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額（80,694円）

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号6、同7、同8及び同9

法172条の4第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第32期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第32期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第32期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第32期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第32期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第3 2期第1 四半期報告書	55,292 円
第3 2期第2 四半期報告書	166,468 円
第3 2期第3 四半期報告書	56,065 円
第3 2期有価証券報告書	175,853 円

が

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第3 2期第1 四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第3 2期第2 四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第3 2期第3 四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第3 2期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第3 2期第1 四半期報告書、第3 2期第2 四半期報告書、第3 2期第3 四半期報告書及び第3 2期有価証券報告書が、いずれも第3 2期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第3 2期第1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 \div (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,200,000 \text{ 円}$$

第3 2期第2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 \div (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,200,000 \text{ 円}$$

第3 2期第3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 \div (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,200,000 \text{ 円}$$

第3 2期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 \div (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号10、同11、同12及び同13

法172条の4第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第33期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第33期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第33期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第33期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第33期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第33期第1四半期報告書	76,777円
第33期第2四半期報告書	104,045円
第33期第3四半期報告書	80,644円
第33期有価証券報告書	78,976円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第33期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第33期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第33期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第33期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第33期第1四半期報告書、第33期第2四半期報告書、第33期第3四半期報告書及び第33期有価証券報告書が、いずれも第33期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第33期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=1,200,000 円

第3期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第3期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第3期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=2,400,000 円

となる。

別紙1の第2に掲げる事実につき

法172条の2第1項1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の10分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

平成23年12月7日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$965,280,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 43,437,600 \text{ 円}$

について、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

43,430,000 円

となる。